

**放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト
利用マニュアル
～事業者編-連携手続き～**

**原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線規制部門**

最終更新日：2025年8月5日

目次

1. はじめに	4
1.1. 本書の表記	4
2. 本サイト利用の流れ	4
3. 利用条件	5
3.1. PC 環境について	5
3.2. 問合せ	6
4. 利用手順	7
4.1. G Biz ID の取得	7
4.2. 本サイトへの接続	7
4.3. 初回ログイン時の注意	8
4.4. 事業者登録	10
4.5. 連携手続き	11
5. 利用規約	15
5.1. 目的	15
5.2. 利用時間	15
5.3. 禁止事項	15
5.4. 免責事項	15
5.5. 利用規約の変更	16
5.6. 個人情報	16
5.7. 動作環境条件について	16
5.8. 協議	16

改訂履歴

版数	改訂日	内容
1.00	2024年4月1日	初版作成
1.10	2024年4月5日	利用規約の確認文言修正に伴い、4.5. 連携手続き③部分の文言と参照画像を修正
1.20	2024年9月30日	3.2. 問合せ先の情報を変更
1.30	2025年2月21日	「4.3.本システムからのメール」を「4.3. 初回ログイン時の注意」に変更
1.40	2025年6月25日	3.1. PC環境について 注意書きを追加
1.41	2025年8月5日	4.5. 連携手続き 連携手続きを取下げする場合の手順説明を修正

1. はじめに

放射性同位元素運用管理システム（以下、「本システム」という。）において、事業者向けに申請・届出の登録機能を提供します。

放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト（以下、「本サイト」という。）から入力、ファイルアップロードを行い、各種申請・届出の手続を行うことができます。

本マニュアルでは、本サイトを利用して、連携手続を行う手順について説明します。各種申請・届出の手順につきましては別紙をご参照ください。

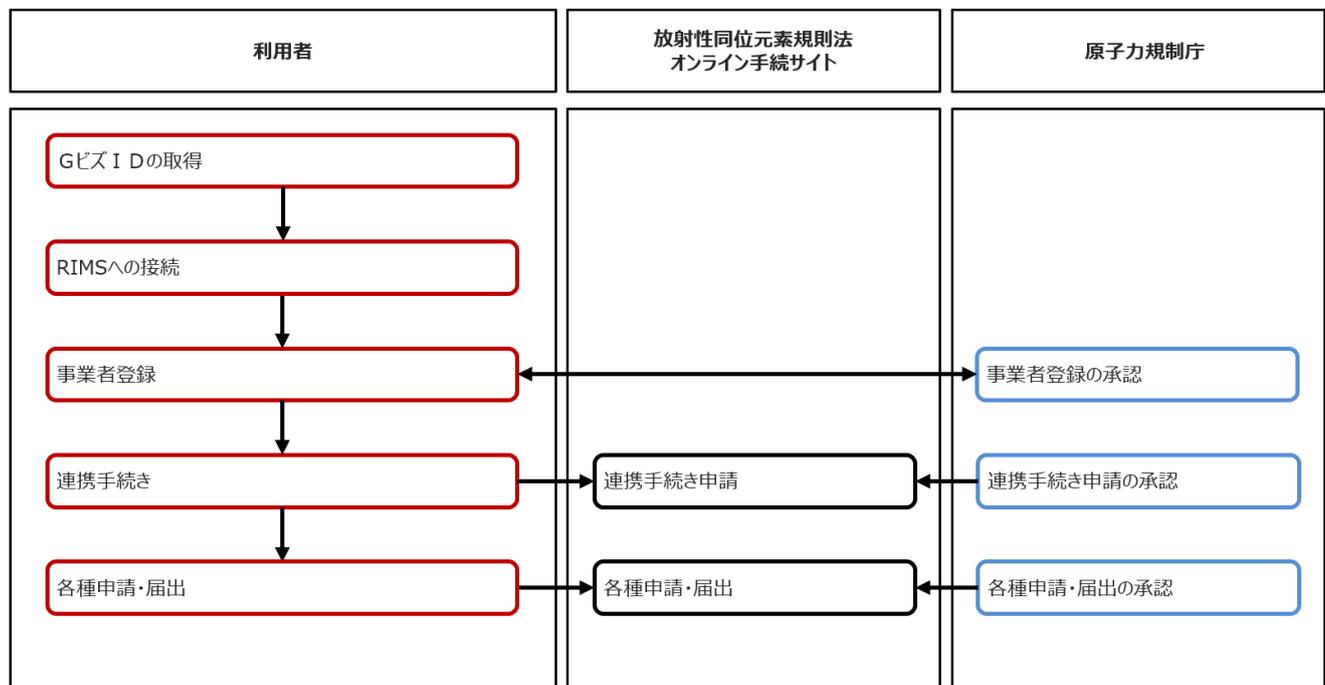
1.1. 本書の表記

本書及び本サイトでは、以下の用語を使用します。

用語	説明
事業者	許可届出使用者等を指します。
事業所	許可届出使用者等の工場又は事業所を指します。
利用者	許可届出使用者等で本システムを利用して申請・届出を行う方を指します。
申請・届出	各種の許可（承認）申請及び届出の総称を指します。

2. 本サイト利用の流れ

本サイトのご利用の流れを以下に示します。



3. 利用条件

本サイトは日本国内からのみ、利用者の PC からインターネット経由で利用できます。

3.1. PC 環境について

本サイトを利用する際に必要な PC 環境を以下に示します。

表 3-1 PC 環境

No.	項目	内容
1.	OS	Windows 10, 11
2.	ブラウザ	Microsoft Edge
3.	ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC (※帳票出力のため) Microsoft Excel 2010, 2013, 2016, 2019, 2021, 2024

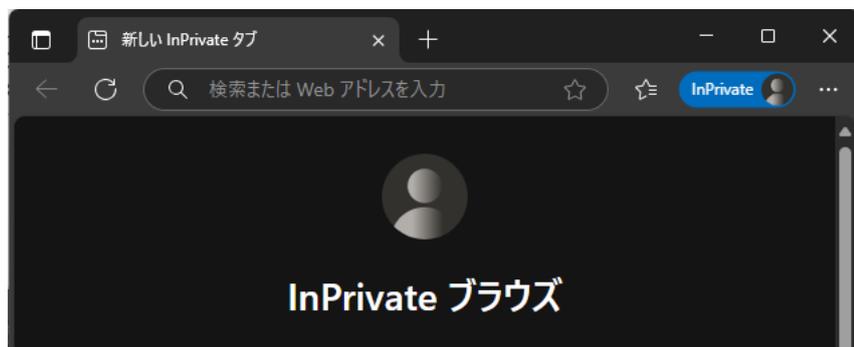
表 3-2 推奨スペック

No.	項目	内容
1.	CPU	1.5GHz 以上
2.	メモリー	4GB 以上
3.	モニタ	1,920×1,080 ドット 以上

注意

同一 PC にて複数のアカウント ID を利用する可能性がある場合は、アカウント情報を PC に保存させないようにするために、InPrivate ウィンドウ（シークレットモード）にて開かれたブラウザにて操作することを推奨します。

InPrivate ウィンドウ（シークレットモード）としてブラウザを開く場合は、一例として、Microsoft Edge を開き、右上の … [設定など] をクリックし、[新しい InPrivate ウィンドウ] をクリックします。



3.2. 問合せ

本サイトの利用方法や操作方法について不明点がある場合は、以下にお問い合わせください。

問合せ先

〈平日 9:30～18:15（土日祝日、年末年始を除く。）〉

放射線障害防止に係る手続に関すること：03-5114-2155（審査検査担当）

特定放射性同位元素の防護措置及び放射線源登録に係る手続に関すること：03-5114-2260（セキュリティ担当）

4. 利用手順

4.1. G ビズ I D の取得

本サイトのご利用に当たり、事前に G ビズ I D の取得が必要です。

事業者種別	G ビズ I D 種別	備考
RI 事業者	G ビズ I D プライム G ビズ I D メンバー G ビズ I D エントリー	G ビズ I D プライムの手続きには書類審査が必要です。 審査には 1～2 週間程度かかります。連携手続き時に許可証又は届出書の写しの提出が必要となります。
特定 RI 事業者 登録機関	G ビズ I D プライム G ビズ I D メンバー	同上

G ビズ I D の取得はデジタル庁が運営する G ビズ ID (<https://gbiz-id.go.jp/>) のサイトから手続きする必要があります。詳しくは G ビズ ID のサイトをご確認ください。

また、G ビズ I D の取得に関するご質問等は、原子力規制庁ではお受けできませんので、ご了承ください。

4.2. 本サイトへの接続

ブラウザ (Edge) を起動し、「<https://rims.nra.go.jp/>」へアクセスしてください。

G ビズ I D のログイン画面が表示されますので、「4.1 G ビズ I D の取得」で取得したアカウント ID とパスワードを入力して、ログインしてください。

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

[ログイン / Login](#)

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

[アカウントID \(メールアドレス\) を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら / Forgot account ID? / Can't receive SMS?](#)

4.3. 初回ログイン時の注意

G ビズ I D のログイン画面からの初回ログイン時に「ユーザーの詳細」画面が表示されます。
アカウント ID であるメールアドレス（G ビズ ID）を入力して、ボタン「確認コードを送信」を押してください。

本システムからアカウント ID であるメールアドレス（G ビズ ID）宛に確認コードの通知メールが届きます。

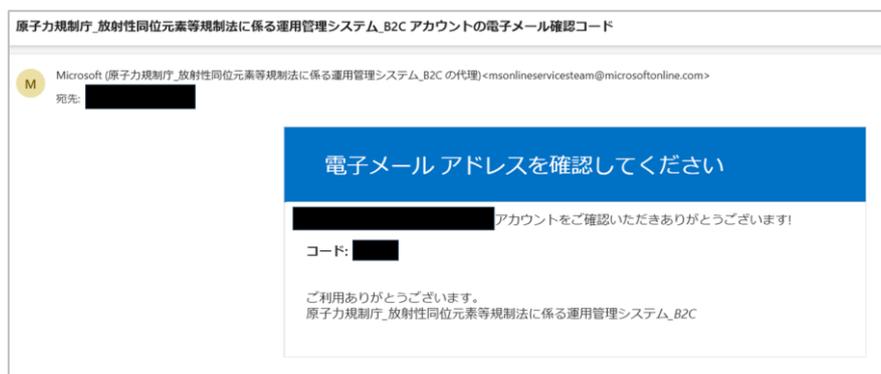
注意

メールが確実に受信できるように、事前に受信設定を確認してください。

Microsoft（原子力規制庁_放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム_B2Cの代理）

<msonlineservicesteam@microsoftonline.com>

メール文面：



受信したメールアドレスに記載されている確認コードを入力して、ボタン[コードの確認]を押します。
本システムのホーム画面が表示されますので、「4.4 事業者登録」に進んで新規事業者登録を行ってください。

ユーザーの詳細

表示名

受信トレイに確認コードが送信されました。以下の入力ボックスにコードをコピーしてください。

■■■■■■.jp *

確認コード *

コードの確認 新しいコードを送信

名

姓

続行

4.4. 事業者登録

新たに許可届出使用者等になるべく手続を行う場合は、以下の手順に従い、新規事業者登録を行ってください。

- ① ホームページ下部の「新たに許可届出使用者等になるべく手続を行う方」を開きます。
- ② 事業者の種別に対応する様式の申請・届出を行ってください。



原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | 操作マニュアル | プロファイル名 ▾

ホーム

お知らせ

さらに表示

掲載日 ↓	お知らせ区分	タイトル
2024/04/03	全利用者向け	放射性同位元素運用管理システムの一時停止のお知らせ

事業者登録とログインユーザの連携手続き依頼について

① ■ 新たに許可届出使用者等になるべく手続を行う方

希望する様式の申請・届出をしてください。

②

- 別記様式第1 放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書
- 別記様式第2 放射性同位元素の使用届
- 別記様式第4 表示付認証機器使用・使用変更届
- 別記様式第5 放射性同位元素の販売業・賃貸業届
- 別記様式第7 放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書

4.5. 連携手続き

初めて本サイトを利用する場合、所属する事業所と利用者を紐づけるため、「連携手続き依頼」を行う必要があります。連携手続きを申請後、原子力規制庁で審査の上、利用者と事業所の連携手続きを行います。連携手続きの完了後は、利用者宛てにメールで通知を行います。連携手続きを取下げする場合は、原子力規制庁に依頼してください（連絡先：「[3.2. 問合せ](#)」）。その際に、事業所名、許可・届出番号、氏名、メールアドレスなどの利用者を特定するための情報が必要です。

注意：ログインしているGビズIDがエントリーアカウントの場合は許可証又は届出書の写しファイルが必須です。

Gビズアカウントによる許可証の写し要否は下表を参照ください。

Gビズアカウント種類	許可証の写し又は届出書の写しファイル要否
プライム・メンバー	不要
エントリー	必須

連携手続き申請画面：

- ① 初めて本サイトを利用する場合、ポータル画面から「連携手続き」を選択し、連携手続きを行います。

事業者登録と利用者の連携手続き依頼について

■ 新たに許可届出使用者等になるべく手続きを行う方

希望する様式の申請・届出をしてください。

別記様式第1 放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書

別記様式第2 放射性同位元素の使用届

別記様式第4 表示付認証機器使用・使用変更届

別記様式第5 放射性同位元素の販売業・賃貸業届

別記様式第7 放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書

別記様式第1 登録機関 登録申請書

■ 既に許可届出使用者である方

登録済み事業者と利用者の連携手続きをしてください。

① [連携手続き](#)

よくある質問 | プライバシーポリシー

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

② 「連携手続き依頼」を選択し、連携手続き申請画面を表示します。

連携手続き申請画面で必要事項を入力し登録します。

- ③ 利用規約を必ず確認し、「申請・届出内容に誤りがないことを確認しました。」、「エントリーアカウントの方は許可証又は届出書の写しファイルを添付しましたか？」及び「利用規約に同意します。」をチェックします。（プライム・メンバーアカウントの場合もチェックしてください。）
- ④ 「登録する」ボタンが押下可能となりますので登録してください。

注意

別記様式第 38 表示付認証機器届出使用者死亡・解散・分割及び別記様式第 34 廃止措置計画届出などの届出を届出使用者である法人以外の者が行う場合、その届出者であつて届出に係る法人との関係性を証明できる資料を添付する必要があります。許可証の写しの欄に資料をアップロードしてください（許可証の写しを添付する必要がある場合は、1 ファイルにまとめてください。）。

連携手続き申請を登録すると、連携手続き進捗状況に申請状況が表示されます。



原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | 操作マニュアル | プロファイル名 ▾

ホーム > 連携手続きステータス管理

連携手続きの進捗状況

連携手続き依頼

連携手続きの進捗状況

申請No	申請日	ステータス
連携手続き-0000000163	2024/04/05	内容確認中

連携手続きには、以下のステータスがあります。各ステータスの内容と、申請事項の編集可否は下表を参照ください。

ステータス	内容	編集可否
一時保存	利用者が連携手続きの入力途中で一時保存し、原子力規制庁に提出していない状態。	編集可能（削除不可）
内容確認中	原子力規制庁が提出された利用者登録（連携手続き）に対し、記載内容を確認している状態。	参照のみ
差戻	内容に不備があり、利用者登録（連携手続き）を差し戻した状態。 ※原子力規制庁からの連絡事項が表示されます。	編集可能（削除不可）
最終確認中	システムに申請情報の更新を行っている状態。	参照のみ
連携完了	連携手続きが完了し、申請・届出が可能な状態。	参照のみ
取下げ済	連携手続きの取下げが承認され、申請が取下げ済みの状態。	参照のみ

連携手続きが完了すると、通知メールが送信されます。

注意

メールが確実に受信できるように、事前に受信設定を確認してください。

放射性同位元素規制法オンライン手続サイト（送信専用）
<postmaster@mail.rims.nra.go.jp>

メール文面：

サンプル事業所
サンプル 太郎 様

連携手続きが連携完了になりました。

連携手続き番号：連携手続き-0000000067

ステータス：連携完了

以下の URL から連携手続きを確認してください。

<https://rims.nra.go.jp/>

-
- * 本メールにお心当たりのない方は、お手数ですが、本メールを破棄してください。
 - * 本メールはシステムより自動送信しております。本アドレスには返信できませんのでご了承ください。
 - * お問い合わせなどございましたら、放射線規制部門までお願いいたします。

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門
Tel.03-5114-2155（直通）

放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト
<https://rims.nra.go.jp/>

5. 利用規約

5.1. 目的

本規約は、本システムを利用する場合に必要な事項について定めるものです。

5.2. 利用時間

本システムは、原則 365 日 24 時間、申請・届出を受け付けます。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事前に本システム又は原子力規制委員会の Web サイトに掲載の上、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができます。ただし、緊急を要する場合には、事前の予告なく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

1. 本システムを構成する機器等の保守点検が予定される場合
2. 天災、事変等の発生により本システムに重大な障害が発生した場合
3. その他、原子力規制庁において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

5.3. 禁止事項

本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

1. 本システムを原子力規制庁への申請、届出等手続以外の目的で利用すること。
2. 本システムに対し、不正にアクセスすること。
3. 本システムにおいて、原子力規制庁が利用者に対して貸与又は提供する一切のプログラムについて、原子力規制庁の許可なく改変、編集又は頒布すること。
4. 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
5. 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

原子力規制庁は、本システムの利用者が上記に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合は、事前に通告することなく、当該システム利用者によるシステムの利用を停止又は制限することができます。

5.4. 免責事項

原子力規制庁は、本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

利用者が本システムにより情報発信した内容に関する責任は、利用者及び利用者が属する組織が負うものとし、原子力規制庁は原子力規制庁以外の利用者が本システムにより情報発信した内容について、一切の責任を負いません。

本システムの利用のために、本システムの利用者 ID 及びパスワードは、いずれも本人を証明するものとなるため厳重な管理が必要です。システムの利用者 ID 及びパスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任は利用者が負うものとし、原子力規制庁は一切の責任を負いません。

5.5. 利用規約の変更

原子力規制庁は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を変更することができます。改定した場合には、速やかに本システム内で利用者に通知します。

5.6. 個人情報

本システムでは、利用者の個人情報を厳重に管理し、紛失、改ざん、破壊、漏えい等の防止策を講じるものとします。利用者の個人情報には権限がない者がアクセスできないよう、申請情報等の送受信の際には第三者による不正アクセス防止や、セキュリティ技術を施し、安全性を確保します。

5.7. 動作環境条件について

動作環境条件については、本資料「3 利用条件」に記載する条件に準拠します。

5.8. 協議

本利用規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、原子力規制庁と本システムの利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。